

2501 輸出してはならない貨物とは

関税法で輸出が禁止されている物品には、次の4の分野のものがあ
ります。

- 1 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚醒
剤原料を含む。）
- 2 児童ポルノ
- 3 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育
成者権を侵害する物品
- 4 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第
17号又は第18号に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区
分に応じて同法第19条第1項第1号から第5号まで、第7号又は第
9号に定める行為を除く。）を組成する物品

これらの物品のうち、1、3又は4に掲げる物品については、税関
長は、その物品を没収して廃棄することができます。（なお、3又は4
に掲げる物品に該当すると認められるものについては、権利を侵害す
るか否かを認定する手続をとることとなっています。）

また、2に掲げる物品に該当すると認められるものについては、そ
の旨を輸出者に通知することになっています。

このほか、関税法以外の法律、例えば、植物防疫法や家畜伝染予防
法においても輸出が禁止されている物品がありますので、注意が必要
です。

（関税法第69条の2～第69条の10、第70条）